



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年 7月20日火曜日 第1576号

◇ 目 次 ◇ 告 示

県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....	793
公有水面埋立免許（2件）.....	793
開発行為に関する工事の完了.....	795
道路の位置の指定.....	795

公 告

平成15年度社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況の公表.....	795
愛媛県介護支援専門員実務研修受講試験の実施.....	796

教育委員会告示

愛媛県個人情報保護条例第25条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報の一部改正.....	796
--	-----

公営企業公告

医療機械の借入れ.....	796
---------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1571号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、北宇和郡広見町奈良及び内深田地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成16年 7月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ふるさと農道緊急整備事業・奈良地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成16年 7月21日から 8月17日まで
- 3 縦覧場所
広見町役場

○愛媛県告示第1572号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成16年 7月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
八幡浜市
八幡浜市北浜一丁目1番1号
代表者 市長 高橋英吾

八幡浜市1557番地の1

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

八幡浜市大島字本浦2番耕地119番から同市大島字キシカウラ2番耕地117番1に至る地先公有水面

イ 区域

次の①点から⑬点までを順次直線で結んだ線並びに⑬点と①点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L + 2.30メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（八幡浜市大島字本浦3番耕地364番の大島漁港第15物揚場に設置された金属錐HT1）は、北緯33度23分15秒、東経132度20分30秒の地点

①点は、基点から真北191度03分44秒210.15メートルの地点

②点は、①点から真北16度47分03秒12.22メートルの地点

③点は、②点から真北56度11分07秒8.29メートルの地点

④点は、③点から真北107度09分57秒7.75メートルの地点

⑤点は、④点から真北197度09分57秒0.20メートルの地点

⑥点は、⑤点から真北107度09分57秒0.50メートルの地点

⑦点は、⑥点から真北17度09分57秒0.20メートルの地点

⑧点は、⑦点から真北107度09分57秒16.50メートルの地点

⑨点は、⑧点から真北197度09分57秒0.20メートルの地点

⑩点は、⑨点から真北107度09分57秒0.50メートルの地点

⑪点は、⑩点から真北17度09分57秒0.20メートルの地点

⑫点は、⑪点から真北107度09分57秒19.85メートルの地点

⑬点は、⑫点から真北230度11分09秒41.17メートルの地点

ウ 面積

1,078.74平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

八幡浜市大島字本浦2番耕地85番2から同市大島字キジカ浦2番耕地121番に至る地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からR点までを順次直線で結んだ線及びR点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（八幡浜市大島字本浦3番耕地364番の大島漁港第15物揚場に設置された金属錐HT1）は、北緯33度23分15秒、東経132度20分30秒の地点

A点は、基点から真北210度23分56秒201.27メートルの地点

B点は、A点から真北29度22分54秒87.10メートルの地点

C点は、B点から真北59度52分47秒116.35メートルの地点

D点は、C点から真北98度23分02秒114.57メートルの地点

E点は、D点から真北170度50分38秒254.84メートルの地点

F点は、E点から真北260度53分24秒201.18メートルの地点

G点は、F点から真北318度11分58秒35.66メートルの地点

H点は、G点から真北16度51分52秒62.45メートルの地点

I点は、H点から真北343度05分34秒19.80メートルの地点

J点は、I点から真北322度17分20秒30.29メートルの地点

K点は、J点から真北299度34分58秒8.55メートルの地点

L点は、K点から真北17度52分35秒11.77メートルの地点

M点は、L点から真北287度35分19秒4.07メートルの地点

N点は、M点から真北197度17分32秒14.73メートルの地点

O点は、N点から真北306度14分14秒19.42メートルの地点

P点は、O点から真北310度04分00秒10.57メートルの地点

Q点は、P点から真北245度06分54秒1.60メートルの地点

R点は、Q点から真北217度21分50秒4.39メートルの地点

ウ 面積

60,185.06平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地

4 埋立免許年月日

平成16年7月12日

○愛媛県告示第1573号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成16年7月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

伊方町

西宇和郡伊方町湊浦1993番地の1

代表者 町長 中元清吉

西宇和郡伊方町仁田之浜1250番地の1

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

西宇和郡伊方町二見字田ノ浦甲3083番から同甲3108番までの地先公有水面

イ 区域

次の1点から16点までを順次直線で結んだ線及び16点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（西宇和郡伊方町二見字田ノ浦甲3103番地先のB護岸上に設置された金属錐）は、北緯33度27分40秒、東経132度17分12秒の地点

1点は、基点から真北356度33分27秒41.34メートルの地点

2点は、1点から真北126度55分40秒23.40メートルの地点

3点は、2点から真北216度55分40秒2.00メートルの地点

4点は、3点から真北126度55分40秒8.20メートルの地点

5点は、4点から真北36度55分40秒2.00メートルの地点

6点は、5点から真北126度55分40秒3.40メートルの地点

7点は、6点から真北216度55分40秒13.80メートルの地点

8点は、7点から真北126度55分40秒20.00メートルの地点

9点は、8点から真北216度55分40秒9.67メートルの地点

10点は、9点から真北321度12分23秒22.94メートルの地点

11点は、10点から真北239度40分41秒10.72メートルの地点

12点は、11点から真北326度29分29秒7.88メートルの地点

13点は、12点から真北322度04分03秒8.74メートルの地点

14点は、13点から真北321度24分30秒13.11メートルの地点

15点は、14点から真北238度02分09秒1.47メートルの地点

16点は、15点から真北322度50分51秒4.87メートルの地点

ウ 面積

981.89平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

西宇和郡伊方町二見字田ノ浦甲2847番から同甲3105番までの地先公有水面及び陸域

イ 区域
次のA点からH点までを順次直線で結んだ線及びH点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域
基点（西宇和郡伊方町二見字田ノ浦甲3103番地先のB護岸上に設置された金属鉄）は、北緯33度27分40秒、東経132度17分12秒の地点
A点は、基点から真北323度22分16秒12.83メートルの地点
B点は、A点から真北322度14分05秒48.45メートルの地点
C点は、B点から真北44度46分12秒160.17メートルの地点
D点は、C点から真北143度06分55秒84.83メー

ルの地点
E点は、D点から真北217度10分34秒124.03メートルの地点
F点は、E点から真北226度35分24秒11.75メートルの地点
G点は、F点から真北234度18分28秒29.39メートルの地点
H点は、G点から真北331度47分07秒19.37メートルの地点

ウ 面積
14,967.26平方メートル

3 埋立地の用途
漁港施設用地

4 埋立免許年月日
平成16年7月12日

○愛媛県告示第1574号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
平成16年7月20日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
16松局伊土検（開）第17号 平成16年7月6日	伊予郡松前町大字東古泉字四ツ黒88番3	伊予郡松前町大字東古泉89番地 三好一孝
16松局伊土検（開）第18号 平成16年7月6日	伊予郡松前町大字北川原字西開842番3	伊予郡松前町大字西高柳100番地2 大元憲司
16松局伊土検（開）第19号 平成16年7月6日	伊予市下三谷字三反地2969番	今治市別名123番地1 隅田節男
16松局伊土検（開）第20号 平成16年7月6日	伊予郡松前町大字神崎字蔵ノ元103番6及び103番7	松山市小栗七丁目2番14号 水口亮
16松局伊土検（開）第21号 平成16年7月8日	伊予郡松前町大字大溝字叶田297番2	松山市余戸中三丁目10番5号 田中秀実
16松局建（開）第7号 平成16年7月8日	温泉郡川内町大字北方字田中甲3131番1、甲3131番2、甲3132番1、甲3132番3、甲3132番4、甲3141番1及び甲3143番1	松山市藤原二丁目2番20号 有限会社 ふくや商会 代表取締役 益野正二
16八局建第827号 平成16年7月9日	西宇和郡保内町磯崎1932番1、1934番1、1937番1、1938番1、1952番、2151番1及び2182番5	西宇和郡保内町宮内1番耕地260番地 保内町土地開発公社 理事長 二宮通明

○愛媛県告示第1575号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。
平成16年7月20日

愛媛県知事 加戸守行

- 道路の位置
北条市辻字南三島地 913 番 1
- 申請人の住所氏名
北条市辻 942 番地

- 新居 敏正
3 図面省略

公 告

○公 告

平成15年度社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況の公表について
社団法人全国公営住宅火災共済機構理事長足立穎一郎から

通知のあった平成15年度社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成16年 7月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 事業実績

加入都道府県市区町村会員数	1 236
加入戸数	874 336戸
委託契約額	5 949 512 785 000円
火災共済掛金	1 145 952 685円
被災戸数	396戸
火災共済給付金	398 251 427円
復興建築助成戸数	205戸
復興建築助成金	73 271 589円
住宅防火施設整備補助会員数	66
住宅防火施設整備補助金	27 665 400円
住宅災害見舞戸数	823戸
住宅災害見舞金	17 386 000円

2 収支計算

(1) 収 入

火災共済掛金収入	1 145 952 685円
建物管理の部収入	47 771 962円
その他の収入	385 036 758円
当期収入合計(A)	1 578 761 405円
前期繰越収支差額	60 868 205円
収入合計(B)	1 639 629 610円

(2) 支 出

事業費	668 282 691円
管理費	284 423 196円
建物管理費	21 648 026円
特定預金等支出	600 211 449円
当期支出合計(C)	1 574 565 362円
当期収支差額(A) - (C)	4 196 043円
次期繰越収支差額(B) - (C)	65 064 248円

○公 告

愛媛県介護支援専門員実務研修受講試験の実施について

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第35条の2第1項に規定する平成16年度愛媛県介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成16年 7月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 試験の日時

平成16年10月24日（日）午前10時

2 試験の場所

次に掲げる場所のうちから、受験者ごとに指定する。

- (1) 松山市文京町4番地2 松山大学
- (2) 松山市久万ノ台112番地 愛媛県立松山盲学校

3 受験申込書の提出期間

平成16年8月16日（月）から27日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験申込書の請求先

- (1) 愛媛県保健福祉部生きがい推進局長寿介護課
- (2) 各地方局総務福祉部地域福祉課

5 受験申込書の提出先

〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県保健福祉部生きがい推進局長寿介護課
電話番号 089 912 2432

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第9号

愛媛県個人情報保護条例第25条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報（平成14年3月愛媛県教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成16年 7月20日

愛媛県教育委員会
委員長 井 関 和 彦

表中	筆記試験の項目別得点（一般教養及び教職専門科目にあっては、それぞれの得点）、面接試験の得点、学業成績等の得点及び総合得点並びに総合ランク	合格発表の日から1月間	を

に改める。	第1次選考試験の筆記試験の項目別得点（一般教養及び教職専門科目にあっては、それぞれの得点）、面接試験の得点、学業成績等の得点及び総合得点並びに総合ランク（第1次選考試験の不合格者に係るものに限る。）	第1次選考試験の合格発表の日から1月間
	第1次選考試験の筆記試験の項目別得点（一般教養及び教職専門科目にあっては、それぞれの得点）、面接試験の得点及び学業成績等の得点並びに第2次選考試験の得点、総合得点並びに総合ランク	第2次選考試験の合格発表の日から1月間

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成16年 7月20日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

1 入札に付する事項

- (1) 件名
医療機械の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
愛媛県立病院医事システム三式（医事サーバ三式、病歴管理サーバ二式、患者属性情報共有サーバー式、クライアント53台、ページプリンタ7台、シリアルプリンタ16台、レセプト用プリンタ4台、エンボス3台、カードリーダー3台、自動再来受付機3台、その他接続機器三式、業務用ソフトウェア三式、据付け、調整等三式）
- (3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期限

平成16年11月1日から平成17年3月31日まで

(5) 借入場所

愛媛県立三島病院
愛媛県立南宇和病院
愛媛県立新居浜病院

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成16年度及び平成17年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期限の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2794

- (2) 入札書の受領期限

平成16年8月31日（火）午後2時

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成16年8月31日（火）午後2時

愛媛県公営企業管理局会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明

する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased : The Account System for Medical Insurance Claim of Ehime Prefectural Hospital , 3 set
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m .,31 August 2004
- (3) For further information , please contact : Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Administration Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2794

